

近畿大学 障がい学生支援指針（ガイドライン）

平成 23 年 10 月 1 日
改正 平成 29 年 10 月 1 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 4 月 1 日

1. 目的

近畿大学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的に掲げ、教職員が一体となって「学生の満足度向上を意識した教育及び各種サービス等の提供」に取り組んでいます。

「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（文部科学省対応指針）及び「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（文部科学省 第一次・第二次・第三次まとめ）」に基づく障がいのある学生に対する支援もその一つであります。障がいのある学生の修学上の諸問題に対し、必要な支援を策定実施し、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に様々な機会を得ることができるよう支援・配慮します。

障がいの有無にかかわらず、すべての学生が共に学び、共に生き、共に支え合い、自立して暮らせる共生社会の実現に貢献できるよう、教育的価値のある活動を行うために本ガイドラインを定めます。

2. 基本方針

各学部等における担当者の配置

障がいのある学生の所属する学部・短期大学部・大学院において、教育組織が支援活動で主体的な役割を担えるように、教職員による障がい学生支援担当者を各学部等に配置します。

全学的な支援の確立

学生部、各学部の障がい学生支援担当者、メディカルサポートセンターなどの関係部署と連携を密にし、支援活動が円滑に進むように、全学的な支援の確立を図ります。

柔軟な対応

障がいのある学生は、障がいの特性、種類、程度、進行などがさまざまであり、柔軟な対応が求められることから、個々の障がいのある学生が必要とし、かつ大学が提供可能な支援から始め、継続して支援の適切性を検討していきます。

障がいのある学生の主体的な関わり

支援にあたっては、障がいのある学生が主体的に関わりやすい環境の構築・維持に留意します。

また、将来の自立に向けて、本人の問題解決能力の向上や障がいを軽減する技術の習得も視野に入れた対応を目指します。

共に学ぶ意義

障がいのある学生と障がいのない学生が共に学ぶ環境は、お互いの理解に役立ちます。障がい学生支援は障がいのある学生のためだけの活動ではなく、すべての学生にとって教育的な価値のある活動であると位置づけています。

3. 支援活動

1) 支援の対象者

本学学部生・短期大学部生・大学院生を対象とします。

2) 支援の範囲・内容（「合理的配慮」の提供）

障がいはその特性、種類、程度、進行などがさまざまであることから、障がいのある学生が必要と希望する支援と大学が対応可能な範囲について話し合い、支援の内容（「合理的配慮」の提供として行う支援）を決定します。

本学における「合理的配慮」とは、「障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するための必要かつ適当な変更・調整であって、本学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とします。

本学は、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するために「合理的配慮」を提供します。

なお、本人からの申出が困難な場合も、社会的障壁除去の必要性が明白なときは、適切な配慮提案のための建設的対話などに努めます。

3) 支援活動

支援活動は、障がいのある学生の状況に応じ、具体的、個別的に対応します。

その他、支援活動に対する理解を深め、学生、教職員なども積極的に支援活動に参加できるように、講演会や講習会などを開催します。

4) 支援体制

支援については、入学前あるいは入学後、支援を希望する学生とその保護者・保証人、学部の担当者、学生部、入学センター、メディカルサポートセンター、キャリアセンターなどが、学生の希望及び大学が提供できる支援について話し合いを行い、関係する学内・学外の組織とその結果を必要な範囲で共有し、支援体制を構築していきます。特に履修科目の内容によって何らかの支援や配慮が必要な場合は、科目担当者に連絡、協同して障がいのある学生の学修・教育環境の整備を図っていきます。

4. 支援に関する不服申立て窓口

本学の障がい学生支援に関する不服申立ての窓口を「大学運営本部人権教育センター」とします。

不服申立てについては、「近畿大学合理的配慮等調整委員会」が紛争解決のための調査・調停を行います。

学生部は、これまで述べてきたような支援活動を円滑に推進していくため、情報の共有化、一元化を図ります。

本学の障がい学生支援に関わるすべての学内・学外の関係者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に従い、障がいのある学生に関する個人情報を適切に取り扱います。